

第 11 号

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和 7 年 11 月 28 日提出

熊本県知事 木村 敬

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例
(熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第 1 条 熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成 24 年熊本県条例第 75 号)の一部を次のように改正する。

第 14 条第 2 項前段中「左欄に掲げる健康診断」の次に「又は健康診査(母子保健法(昭和 40 年法律第 141 号)第 12 条又は第 13 条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。)(以下この項において「健康診断等」という。)」を加え、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に改め、同項後段中「健康診断」を「健康診断等」に改め、同項の表に次のように加える。

乳幼児に対する健康診査	入所した乳幼児に対する入所時の健康診断、定期の健康診査又は臨時の健康診断
-------------	--------------------------------------

(熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第 2 条 熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成 24 年熊本県条例第 82 号)の一部を次のように改正する。

第 34 条第 2 項前段中「左欄に掲げる健康診断」の次に「又は健康診査(母子保健法(昭和 40 年法律第 141 号)第 12 条又は第 13 条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。)(以下この項において「健康診断等」という。)」を加え、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に改め、同項後段中「健康診断」を「健康診断等」に改め、同項の表に次のように加える。

乳児又は幼児(第 41 条第 4 項において「乳幼児」という。)に対する健康診査	通所する障害児に対する通所開始時の健康診断、定期の健康診査又は臨時の健康診断
--	--

(熊本県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第 3 条 熊本県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成 24 年熊本県条例第 83 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 5 項第 3 号中「幼児()の次に「第 28 条第 2 項の表、」を加える。

第 28 条第 2 項前段中「左欄に掲げる健康診断」の次に「又は健康診査(母子保健法

(昭和40年法律第141号)第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。)(以下この項において「健康診断等」という。)」を加え、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に改め、同項後段中「健康診断」を「健康診断等」に改め、同項の表に次のように加える。

乳幼児に対する健康診査	入所した障害児に対する入所時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断
-------------	--------------------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)等の一部改正に伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。